

令和 7（2025）年度第 1 回みよし市環境審議会 次第

日時 令和 7（2025）年 9 月 1 7 日（水）
午前 1 0 時 3 0 分から午前 1 1 時 4 5 分まで
場所 市役所庁舎 3 階 研修室 1、2

- 1 委嘱状交付（机上交付）
令和 7（2025）年度みよし市環境審議会委員名簿（資料No. 1）
- 2 あいさつ
- 3 諮問
- 4 議題
(1) 第 2 次みよし市環境基本計画、みよし市生物多様性戦略の中間見直し及びみよし市一般廃棄物処理基本計画策定について（資料No. 2）
(2) みよし市環境基本計画アンケートの実施について（資料No. 3）
- 5 その他
次回環境審議会開催予定
令和 7（2025）年 11 月頃

タイムスケジュール等

項目	詳細等	時間
1 委嘱状交付	机上交付	10:30～10:35
2 挨拶	市長の挨拶	10:35～10:40
3 諮問	みよし市一般廃棄物処理基本計画策定の諮問	10:45～10:50
4 議題	・第 2 次みよし市環境基本計画、みよし市生物多様性戦略の中間見直し及びみよし市一般廃棄物処理基本計画策定に関する説明 ・みよし市環境基本計画アンケートの概要説明	10:50～11:40
5 その他	次回日程案内その他連絡事項	11:40～11:45

令和 7（2025）年度みよし市環境審議会委員名簿

任期：令和 8（2026）年 3 月 3 1 日まで

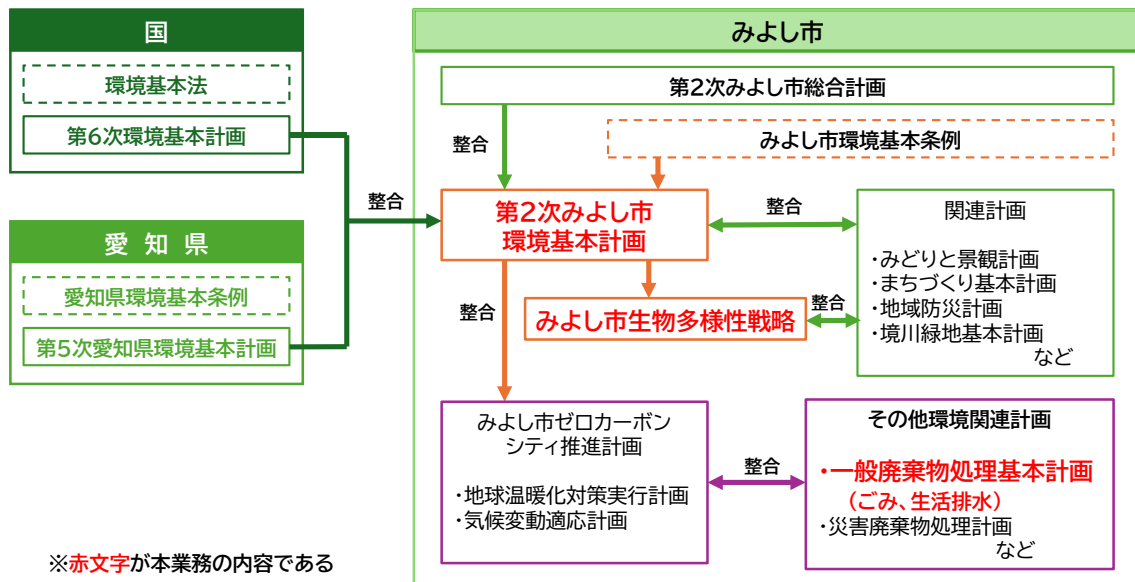
役職	氏 名	摘 要	備 考
会長	しばもと のぶゆき 柴本 信之	みよし市環境美化推進協議会 会長	
副会長	くぬぎ ゆきこ 功刀 由紀子	愛知大学 名誉教授	
委員	やまきた じゅん 山北 淳	みよし市校長会代表 北部小学校校長	新
委員	こんどう あずま 近藤 東	みよし市区長会代表 東山区長	新
委員	たけむら つとむ 竹村 勉	みよし市工業経済会 副会長	
委員	かとう てつじ 加藤 哲司	みよし商工会 会長	
委員	ながはま やよい 長濱 弥生	トヨタ自動車株式会社 プラント・環境技術部 生産環境室 室長	
委員	あおた こ 青田 ルリ子	イオンリテール株式会社 イオン三好ショッピングセンター ゼネラルマネージャー	新
委員	すずき ようすけ 鈴木 陽介	トヨタ生活協同組合 総務人事部 総務・広報・組合員サービス 室 室長	新
委員	ののやま きよし 野々山 清	JAあいち豊田 総務部参与	

第2次みよし市環境基本計画の中間見直し、みよし市多様性戦略の中間見直し及びみよし市一般廃棄物処理基本計画の策定について 事業概要

1. 事業の目的

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間を計画期間としている現行環境基本計画及びみよし市多様性戦略は中間見直しの時期を迎えており、また、平成24(2012)年度から令和8(2026)年度までの15年間を計画期間としている現行ごみ処理基本計画は、計画期間満了により計画改定時期を迎えている。

このため、現行環境基本計画及び現行多様性戦略を中間見直すとともに、次期一廃処理基本計画(ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画)を策定する。



計画の位置付け

2. 期間

令和7(2025)年度及び令和8(2026)年度の2年間

3. 内容

令和7(2025)年度

(1) 第2次みよし市環境基本計画

- ① 基本的事項の整理
- ② 現状と課題の整理
- ③ 分野別施策展開の見直し

(2)みよし市生物多様性戦略

- ①基本的事項の整理
- ②現状と課題の整理
- ③生物多様性戦略の内容の見直し

(3)みよし市一般廃棄物処理基本計画

- ①将来予測関連業務
- ②ごみ組成調査及び調査結果分析
- ③地域特性の整理
- ④ごみ処理及び生活排水処理の現状と課題の整理
- ⑤食品ロス削減推進に係る基本的事項の整理

(4)共通事項

- ①市民意向調査(アンケート調査)

令和8(2026)年度

(1)第2次みよし市環境基本計画

- ①第2次みよし市環境基本計画中間見直し(案)の作成

(2)みよし市生物多様性戦略

- ①みよし市生物多様性戦略中間見直し(案)の作成

(3)みよし市一般廃棄物処理基本計画

- ①みよし市一般廃棄物処理基本計画(案)の作成

(4)共通事項

- ①パブリックコメント

4. 完成物

- ①第2次みよし市環境基本計画(中間見直し)
- ②みよし市生物多様性戦略(中間見直し)
- ③みよし市一般廃棄物処理基本計画

みよし市環境審議会 スケジュール(案)

令和7年度(2025年度)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境審議会						● 諮問		●				●
計画策定作業	第1回環境審議会 ・環境基本計画等中間見直し及び一般廃棄物処理基本計画策定の説明 ・アンケート調査実施の説明					第2回環境審議会 ・進捗状況調査の結果報告			第3回環境審議会 ・アンケート調査結果報告 ・進捗状況の報告			
	契約準備		委託契約	●第2次みよし市環境基本計画 基本的事項の整理、現状と課題の整理、分野別施策展開の見直し ●みよし市生物多様性戦略 基本的事項の整理、現状と課題の整理、生物多様性戦略の内容の見直し ●みよし市一般廃棄物処理基本計画 将来予測関連業務、ごみ組成調査及び調査結果分析、地域特性の整理、ごみ処理及び生活排水処理の現状と課題の整理、食品ロス削減推進に係る基本的事項								

令和8年度(2026年度)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境審議会			●				●					●
	第1回環境審議会 ・素案の説明 ・意見集約			第2回環境審議会 ・計画(中間案)について説明 ・意見集約				第3回環境審議会 ・計画(最終案)について説明				
計画策定作業	各計画の素案の作成			計画素案		計画中間案	パブリックコメント実施			計画最終案		計画の完成
												● 答申

みよし市環境及び家庭ごみに関するアンケート調査の実施について

みよし市の環境及び家庭ごみにおける市民に対してアンケート調査は、以下の要領で実施いたします。

1. 調査対象と件数

アンケート種別	件数	抽出方法
市民アンケート	1,000 件	みよし市在住の18歳以上市民より無作為抽出

2. アンケート実施スケジュール(案)

	令和7(2025)年度						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
調査票作成、 発送							
(調査票回収)							
集計・解析							
報告書作成							

3. アンケート調査案内文書案

市民の皆さまへ

みよし市 環境及び家庭ごみに関するアンケート調査のお願い

日頃から皆さまには本市の環境やごみ処理行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間としている「第2次みよし市環境基本計画」及び「みよし市生物多様性戦略」の中間見直しの時期を迎え、また、平成24年度から令和8年度までの15年間の計画期間としている「みよし市ごみ処理基本計画」は、計画期間満了により計画改定時期を迎えています。そこで、令和7年度及び令和8年度の2か年をかけて、「第2次みよし市環境基本計画」及び「みよし市生物多様性戦略」の中間見直し、「みよし市ごみ処理基本計画」の策定を進めているところです。

計画の見直し及び策定に当たり、市民の皆さまの環境及び家庭ごみに関する行動やご意見を計画に反映するため、アンケート調査を実施いたします。

ご多忙のことと存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、アンケート調査にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

調査対象者の抽出方法と個人情報の取り扱いについて

このアンケートは無作為に抽出した本市在住の満18歳以上の市民1,000人の方を対象としています。ご回答いただいた内容は、全て統計的に処理いたしますので、個々の方のご回答内容や個人情報が特定されることは一切ございません。ぜひ、率直なご意見をお寄せくださいますよう、お願い申し上げます。

アンケートの回答について

◆ アンケートはつぎのいずれかの方法でご回答ください。

回答方法1 紙の調査票(同封している冊子)に回答を記入し、郵送で返信する方法

調査票に回答を記入し、3つ折りにしたうえで返信用封筒(切手不要)に入れ、郵便ポストに投函してください。

※本調査は無記名で実施しますので、調査票及び返信用封筒にはお名前を記入しないでください。

回答方法2 インターネットを利用してWEB上で回答する方法

パソコンまたはスマートフォン等を使用し、インターネット上で下記のURLを入力するか、右の二次元バーコードを読み取り、回答ページにアクセスしてください。

インターネット回答 URL:

<https://questant.jp/q/miyoshi-kannkyo&gomi-2025>

※回答は1世帯1回でお願いします。



◆ 調査票の投函期日(上記の「回答方法1」の場合)、回答期日(上記の「回答方法2」の場合)は、共に
〇月〇日(〇)(※消印有効)です。期日までにご回答いただきますようお願いいたします。

【アンケートに関するお問い合わせ先】

みよし市役所 市民経済部 生活環境課

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地

Eメール:kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

電話:0561-32-8018 [午前9時00分～午後5時00分(土・日曜日、祝日を除く)]

FAX:0561-76-5702

4. アンケート調査票案

みよし市 環境及び家庭ごみ等に関するアンケート調査

1. あなた自身とご家族について

●問1:あなたの年齢をお答えください。【該当するもの1つの□に✓】

☐ ①10歳代	☐ ②20歳代	☐ ③30歳代	☐ ④40歳代
☐ ⑤50歳代	☐ ⑥60歳代	☐ ⑦70歳代以上	

●問2:あなたのお住まいの町名をお答えください。【該当するもの1つの□に✓】

あ行	さ行	は行	ま行
☐ ①荻生町	☐ ⑧潮見	☐ ⑮東陣取山	☐ ㉔南台
☐ ②福谷町	☐ ⑨新前田	☐ ⑯東蜂ヶ池	☐ ㉕みなよし台
☐ ③打越町	☐ ⑩園原	☐ ⑰東山台	☐ ㉖明知町
か行	た行	☐ ⑱ひばりヶ丘	☐ ㉗三好丘
☐ ④黒笹	☐ ⑪天王台	☐ ⑲福田町	☐ ㉘三好丘あおば
☐ ⑤黒笹いずみ	な行		☐ ㉙三好丘旭
☐ ⑥黒笹町	☐ ⑫西一色町		☐ ㉚三好丘桜
☐ ⑦黒笹山手	☐ ⑬西陣取山		☐ ㉛三好丘緑
	☐ ⑭根浦町		☐ ㉜三好町

●問3:あなたのみよし市での居住年数(通算)をお答えください。【該当するもの1つの□に✓】

☐ ①4年以内	☐ ②5年～10年	☐ ③11年～20年	☐ ④21年～30年	☐ ⑤31年以上
--------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------

●問4:あなたを含め、同居している世帯の人数をお答えください。【□の中に人数を記入】

(あなたを含めて) 人

●問5:あなたのお住まいの形態についてお答えください。【該当するもの1つの□に✓】

☐ ①戸建住宅	☐ ③店舗・事務所兼用住宅
☐ ②集合住宅(アパート、マンション)	☐ ④その他()

●問6:あなたのご職業は何ですか。【該当するもの1つの□に✓】

☐ ①会社員、公務員、教員などの勤め人	☐ ⑤学生
☐ ②自営業(農業含む)	☐ ⑥無職
☐ ③専業主婦、専業主夫	☐ ⑦その他()
☐ ④パートタイマー、アルバイト	

◆ このアンケートは、みよし市の「第2次みよし市環境基本計画」と「みよし市生物多様性戦略」の中間見直し、及び「みよし市一般廃棄物処理基本計画」を策定するに当たって、皆様のご意見をお聞きし、中間見直しや計画策定に生かすために実施しています。

2. 「第2次みよし市環境基本計画」と「みよし市生物多様性戦略」について

●問7:あなたはみよし市の「第2次みよし市環境基本計画」についてご存知ですか。【該当するもの1つの□に✓】

☐ ①「第2次みよし市環境基本計画」を知っており、内容もある程度理解している
☐ ②「第2次みよし市環境基本計画」を知っているが、内容までは分からない
☐ ③「第2次みよし市環境基本計画」を知らない

●問8:あなたは「生物多様性」についてご存知ですか。【該当するもの1つの□に✓】

- ☐ ①内容も含めて知っている
 ☐ ③聞いたことはある
☐ ②詳しくは知らないがなんとなく知っている
 ☐ ④知らなかった

●問9:みよし市の環境への満足度についてお聞きます。【該当するもの1つに○を付けてください】

分野	施策内容	市の施策に対する満足度 1～5のいずれかに○					不満の理由 【4(やや不満)、又は 5(非常に不満)に○ を付けた場合は、理由 をお聞かせください。】
		1 非常に満足	2 やや満足	3 やや不満	4 不満	5 非常に不満	
環境の保全	①空気よさ	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	②河川や池などの水のきれいさ	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	③静かさ(騒音や振動の少なさ)	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	④まちの清潔さ(ごみや臭いの少なさ)	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	⑤生き物や自然の豊かさ	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	⑥自然とふれあえる場の多さ	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	⑦親しみが持てるまち(人とのふれあい)	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	⑧全体として周辺の環境への満足度	①	②	③	④	⑤	不満の理由:

●問10:あなたは日常生活の中で省エネを意識して行動されていますか。【該当するもの1つの□に✓】

- ☐ ①意識している
 ☐ ④まったく意識していない
☐ ②少し意識している
 ☐ ⑤分からない
☐ ③あまり意識していない

●問11:あなたの日常生活の中で、省エネへの配慮状況についてお聞きます。

下記の機器について、使い方の工夫はされていますか。また、より省エネな機器への更新はされていますか。【該当するもの1つの□に✓】

機器	質問内容	実践している	今後実践予定である	現在実施していないが関心がある	関心がなく実施する予定もない
エアコン	①使い方の工夫	☐	☐	☐	☐
	②より省エネな機器への更新	☐	☐	☐	☐
テレビ	①使い方の工夫	☐	☐	☐	☐
	②より省エネな機器への更新	☐	☐	☐	☐
冷蔵庫	①使い方の工夫	☐	☐	☐	☐
	②より省エネな機器への更新	☐	☐	☐	☐
照明	①使い方の工夫	☐	☐	☐	☐
	②より省エネな機器への更新	☐	☐	☐	☐
自動車	①使い方の工夫	☐	☐	☐	☐
	②より省エネな機器への更新	☐	☐	☐	☐

●問12:あなたは「地球温暖化への適応策」という言葉をご存知ですか。【該当するもの1つの□に✓】

- ☐ ①内容も含めて知っている
 ☐ ③聞いたことはある
☐ ②詳しくは知らないがなんとなく知っている
 ☐ ④知らなかった

●問13:みよし市の環境施策及び環境への満足度についてお聞きます。【該当するもの1つに○を付けてください】

分野	施策内容	市の施策に対する満足度 1～5のいずれかに○					不満の理由 【4(やや不満)、又は 5(非常に不満)に○ を付けた場合は、理由 をお聞かせください。】
		非常に満足	やや満足	わからない	やや不満	非常に不満	
		1	2	3	4	5	
エネルギー	①環境にやさしい暮らしや事業活動の推進	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	②交通システムの総合的な改善	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	③ゼロカーボンに向けた取り組みの促進	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
生物や自然の保全	①森や水辺などを守る取り組み	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	②自然のネットワークの形成	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	③外来生物の防除	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	④自然や生きものを守る取り組みの支援	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	⑤市民の自然とのふれあいの推進	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
環境の保全	①大気汚染の防止	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	②水質汚濁の防止	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	③土壌・地下水汚染の防止	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	④騒音・振動、悪臭の防止	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	⑤快適で暮らしやすい生活環境の確保	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
環境学習や情報	①子ども、大人をふくめた環境学習や環境教育の推進	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	②市民の環境行動を促すための仕組みづくり	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	③市民に役立つ環境情報の収集と提供	①	②	③	④	⑤	不満の理由:

●問14:あなたが環境に配慮している取り組みについてお聞きます。取り組みそれぞれについて、実践の程度を教えてください。【各取り組みについて、該当するもの1つの□に✓】

取り組み	積極的に取り組んでいる	少し取り組んでいる	取り組んでいないが、これから取り組むつもりである	今のところ取り組むつもりはない
★エネルギーについて				
①日常生活で省エネを意識して行動する	☐	☐	☐	☐
②鉄道・バス・タクシーなど公共交通機関を利用する	☐	☐	☐	☐
③みよし市やその近郊で取れた野菜やお肉などの食材を食べる(地産地消)	☐	☐	☐	☐

取り組み	積極的に取り組んでいる	少し取り組んでいる	取り組んでいないが、これから取り組むつもりである	今のところ取り組むつもりはない
★生物や自然の保全について				
①自宅の敷地内で植物を育てている	☐	☐	☐	☐
②水辺や緑の保全活動に参加する	☐	☐	☐	☐
③外来生物(ブラックバスなどの動物や、植物など)を持ち込まないようにしている	☐	☐	☐	☐
★環境の保全について				
①汚れた水を流さないように工夫したり、洗剤を使いたないようにして水を汚さないようにする	☐	☐	☐	☐
②近隣の迷惑になるような大きな音を発生させないようにする	☐	☐	☐	☐
③住んでいる地域の景色や風景を大事にする	☐	☐	☐	☐
★環境学習や情報について				
①環境学習講座や自然観察会に参加する	☐	☐	☐	☐
②環境学習講座や自然観察会を開催する	☐	☐	☐	☐
③家庭で環境について話し合う	☐	☐	☐	☐

3.「みよし市一般廃棄物処理基本計画」について

●問15:あなたはみよし市の「みよし市一般廃棄物処理基本計画」についてご存知ですか。【該当するもの1つの□に✓】

- ☐ ①「みよし市一般廃棄物処理基本計画」を知っており、内容もある程度理解している
☐ ②「みよし市一般廃棄物処理基本計画」を知っているが、内容までは分からない
☐ ③「みよし市一般廃棄物処理基本計画」を知らない

1. 資源ごみの排出状況・分別について

●問16:資源ごみの出し方はどれが最も多いですか。また、市の収集頻度や排出方法に満足していますか。
【該当するもの1つに○を付けてください】

種類	あなたの資源ごみの出し方 【それぞれ、最も該当するもの1つの□に✓】	市の収集頻度や排出方法に対する満足度 1～5のいずれかに○					不満の理由 【4(やや不満)、又は5(非常に不満)に○を付けた場合は、理由をお聞かせください。】
		非常に満足 1	満足 2	やや満足 3	やや不満 4	非常に不満 5	
(1) プラスチック資源	☐ ①全ての市の収集に出す ☐ ②リサイクルステーションみよしに持ち込む ☐ ③その他()	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
(2) 金属ごみ	☐ ①全ての市の収集に出す ☐ ②リサイクルステーションみよしに持ち込む ☐ ③その他()	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
(3) 陶磁器・ガラスごみ	☐ ①全ての市の収集に出す ☐ ②リサイクルステーションみよしに持ち込む ☐ ③その他()	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
(4) 再利用資源(びん・かん)	☐ ①全ての市の収集に出す ☐ ②リサイクルステーションみよしに持ち込む ☐ ③市役所に出す ☐ ④その他()	①	②	③	④	⑤	不満の理由:

種類	あなたの資源ごみの出し方 【それぞれ、最も該当するもの1つの□に✓】	市の収集頻度や排出方法に対する満足度 1～5のいずれかに○					不満の理由 【4(やや不満)、又は5(非常に不満)に○を付けた場合は、理由をお聞かせください。】
		1	2	3	4	5	
(5) 再利用資源 (ペットボトル)	☐ ①全て市の収集に出す ☐ ②リサイクルステーションみよしに持ち込む ☐ ③市役所や公民館・児童館等に出す ☐ ④その他()	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
(6) 段ボール・紙パック・新聞・雑誌・折込広告・雑紙	☐ ①リサイクルステーションみよしに持ち込む ☐ ②集団回収に出す ☐ ③民間の古紙リサイクル等に出す ☐ ④その他()	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
(7) 古着	☐ ①リサイクルステーションみよしに持ち込む ☐ ②集団回収に出す ☐ ③その他()	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
(8) 乾電池・蛍光灯	☐ ①リサイクルステーションみよしに持ち込む ☐ ②市役所や公民館・児童館等に出す ☐ ③その他()	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
(9) 小型家電製品	☐ ①リサイクルステーションみよしに持ち込む ☐ ②リサイクルショップ等へ出す ☐ ③その他()	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
(10) 小型充電式電池	☐ ①リサイクルステーションみよしに持ち込む ☐ ②その他()	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
(11) 廃食油	☐ ①リサイクルステーションみよしに持ち込む ☐ ②その他()	①	②	③	④	⑤	不満の理由:

●問17:ごみを出す際に、分別や出し方に迷ったものはありますか？あれば具体的な品目を教えてください。

(例:ふとん、使い切っていないスプレー缶、土、おもちゃ、ビールびんのふた(王冠)、在宅医療廃棄物など)

2. ごみの減量、資源化の取り組みについて

●問18:あなたはごみの減量や資源化に関心がありますか。【該当するもの1つの□に✓】

- | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ ①大に関心がある | ☐ ④まったく関心がない |
| ☐ ②少し関心がある | ☐ ⑤分からない |
| ☐ ③あまり関心がない | |

●問19:あなたは「4R」の言葉の意味をご存知ですか。【該当するもの1つの□に✓】

- | | |
|--|----------------------------------|
| ☐ ①言葉の意味を知っている | ☐ ③初めて聞いた |
| ☐ ②言葉を聞いたことはあるが、意味は知らなかった | |

◆ 4Rとは・・・ごみを減らすための4つの行動の頭文字Rを取って4Rといいます。

Refuse(リフューズ)「ことわる」: 不要なものの受け取り拒否

Reduce(リデュース)「廃棄物の発生抑制」: ごみになるものを増やさない

Reuse(リユース)「廃棄物の再利用」: 使えるものは繰り返し使う

Recycle(リサイクル)「廃棄物の再生利用」: 資源としてもう一度使う



●問20: あなたは「4R」を実践していますか。【該当するもの1つの□に✓】

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ ① 日頃から実践している | ☐ ④ 実践していない |
| ☐ ② ある程度実践している | ☐ ⑤ 必要だと思わない |
| ☐ ③ あまり実践していない | ☐ ⑥ わからない |

●問21: あなたは日頃、ごみの減量、資源化の具体的な取り組みについて、どの程度実践していますか。
取り組みそれぞれについて、実践の程度を教えてください。【該当するもの1つの□に✓】

取り組み	積極的に取り組んでいる	少し取り組んでいる	取り組んでいないが、これから取り組むつもりである	今のところ取り組むつもりはない
★ごみを出さない取り組みについて				
① 計画的な買い物や、リサイクルステーションの活用、食べ残しをしないなど、無駄のない生活に取り組んでいる	☐	☐	☐	☐
② 買い物にマイバッグを持参し、不要なレジ袋は使わない	☐	☐	☐	☐
③ 使い捨て製品はできるだけ買わない	☐	☐	☐	☐
④ 詰め替え製品を買うようにしている	☐	☐	☐	☐
⑤ 過剰包装を断る	☐	☐	☐	☐
⑥ 食品ロス削減のため、必要な分だけ購入する	☐	☐	☐	☐
★ごみを減らす取り組みについて				
⑦ ごみの分別や資源回収に取り組んでいる	☐	☐	☐	☐
⑧ 生ごみを堆肥化して生ごみの量を減らす	☐	☐	☐	☐
⑨ 生ごみを水切りして生ごみの量を減らす	☐	☐	☐	☐
⑩ 生ごみ処理機等を利用して生ごみの量を減らす	☐	☐	☐	☐
⑪ 生ごみを肥料として庭や畑に撒いている	☐	☐	☐	☐
★再利用について				
⑫ 家具など修理できるものは修理して長く使う	☐	☐	☐	☐
⑬ フリーマーケットへの参加や、インターネットオークションの利用など不用品のリユースに取り組んでいる	☐	☐	☐	☐
⑭ 民間のリユース・リサイクルショップを利用する	☐	☐	☐	☐
★資源化の取り組みについて				
⑮ 使用後も再利用や再資源化可能な商品を選んでいる	☐	☐	☐	☐
⑯ リサイクルステーションみよしを利用する	☐	☐	☐	☐
⑰ 衣類などを販売店の店頭回収に持っていく	☐	☐	☐	☐
★環境に配慮した取り組みについて				
⑱ リサイクル製品(エコマークの付いている製品等)のような環境に配慮した製品を積極的に選んで買う	☐	☐	☐	☐

●問22: あなたのご家庭では、ごみの減量、資源化に取り組むことにより、現在出しているごみの量をどの程度まで減らすことができると考えますか。【該当するもの1つの□に✓】

- | | |
|--|---|
| ☐ ① 半分程度は減らせる | ☐ ④ 減らすことは考えていない |
| ☐ ② 半分とはいかないまでも、少しは減らせる | ☐ ⑤ その他() |
| ☐ ③ 現在十分減らしており、これ以上は減らせない | |

●問23:みよし市のごみやリサイクルに関する環境施策について最も関心がある施策はどれですか。
【該当するもの1つの□に✓】

- ☐ ①資源の再使用や再生利用(リサイクル)の促進 ☐ ③廃棄物の適正処理の推進※
☐ ②ごみが出ないようにする取り組み(発生抑制)の促進 ※ ごみなどの廃棄物を正しく処理し、環境への悪影響を防ぐことです。

●問24:みよし市のごみやリサイクルに関する環境施策への満足度についてお聞きます。
【該当するもの1つに○を付けてください】

分野	施策内容	市の施策に対する満足度 1~5のいずれかに○					不満の理由 【4(やや不満)、又は5(非常に不満)に○を付けた場合は、理由をお聞かせください。】
		満足 1	やや満足 2	やや不満 3	不満 4	非常に不満 5	
ごみや リサイクル	①資源の再使用や再生利用(リサイクル)の促進	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	②ごみが出ないようにする取り組み(発生抑制)の促進	①	②	③	④	⑤	不満の理由:
	③廃棄物の適正処理の推進	①	②	③	④	⑤	不満の理由:

●問25:ごみの減量・資源化のために、どのような取り組みが今後実行しやすいと考えますか。
【該当するもの全ての□に✓】

- ☐ ①ごみの分別の徹底 ☐ ⑤ごみの減量・資源化につながる機器の購入や取り組みに対する補助金の活用
☐ ②食品ロスを減らすための取り組み ☐ ⑥特にない
☐ ③学校や講習会等での環境学習への参加 ☐ ⑦その他()
☐ ④環境に配慮した製品や事業者の支援

3. 食品ロス対策について

◆ 食品ロスとは...

食べられるのに捨てられてしまう食品を食品ロスといいます。令和2(2020)年度の推計では、食品ロスの量は約522万トンとなっており、これは国民一人当たり毎日"お茶碗約1杯分の食べ物"が捨てられていることになります。

◆ 食品ロスはどのように出るの？

家庭からの食品ロスの原因は大きく下の3つにわけられます。

- ①食べられる部分まで捨てられてしまう(根菜の皮を厚めにむく、キャベツの外側の葉を捨てるなど)
 ②食べ残し(嫌いなものを残す、作りすぎて食べきれないものを捨てるなど)
 ③調理されずに捨てられてしまう(賞味期限や消費期限が近い、又は過ぎた、など)



●問26:あなたは食品ロス問題を知っていましたか。【該当するもの1つの□に✓】

- ☐ ①よく知っていた ☐ ③あまり知らなかった
☐ ②ある程度知っていた ☐ ④初めて聞いた

●問27:あなたの家庭で出る食品ロスは、主にどのようなものが多いですか。最も多いと思われるものを1つだけお選びください。【該当するもの1つの□に✓】

- ☐ ①食べ残し ☐ ④ほとんど食品ロスを出さない
☐ ②未使用・手つかずの食品 ☐ ⑤その他()
☐ ③過剰除去(根菜の皮を厚めにむく、キャベツの外側の葉を捨てるなど)

●問28:食品ロスを減らすためにどのようなことに取り組んでいますか。【該当するもの全ての□に✓】

- | | |
|---|---|
| ☐ ①料理をつくりすぎない | ☐ ⑧陳列棚の前の商品から購入する |
| ☐ ②調理くずが出ないように料理に工夫をしている | ☐ ⑨飲食店等で注文しすぎない |
| ☐ ③冷凍保存を活用する | ☐ ⑩メニューになくても、「少なめ」「小盛り」を頼む |
| ☐ ④残った料理を別の料理にする | ☐ ⑪好き嫌いをしない |
| ☐ ⑤賞味期限を過ぎても、食べられるか自分で判断する | ☐ ⑫残さず食べる |
| ☐ ⑥買い物に行く前に、冷蔵庫の在庫食品を確認する | ☐ ⑬特に何もしていない |
| ☐ ⑦小分け商品、ばら売り等、食べられる量を購入する | ☐ ⑭その他() |

●問29:みよし市ではフードドライブ事業で利用する食品の寄付を受け付けています。フードドライブとはご家庭で余っている食品を集めて、支援が必要な方に届ける活動です。回収した食品はフードバンクみよしを通して子ども食堂や福祉団体などに配布されます。フードドライブを利用し、食品の寄付をしたいと思いますか。【該当するもの1つの□に✓】

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ☐ ①すでに寄付している | ☐ ④寄付する食品がない |
| ☐ ②ぜひ寄付したい | ☐ ⑤寄付するつもりはない、興味が無い |
| ☐ ③機会があれば寄付したい | |

●問30:ごみの減量や資源化等、または環境行政について、ご意見等ございましたら、自由にご記入ください。

4. 共通設問について

◆ ここから先の設問は、本計画等とは別に、みよし市の市政運営等の参考とすることを目的としたアンケートになります。引き続きご協力をお願いします。

●問31:あなたは、墓地の取得を希望していますか。【該当するもの1つの□に✓】

- ☐ ①希望している …………… ⇒問 32・問 33へ ☐ ②希望していない…………… ⇒問 34へ

●問32:問 31 で「①希望している」と回答したかたにお聞きます。あなたが墓地の取得を希望している理由は次のどれですか。【該当するもの1つの□に✓】

- | | |
|---|--|
| ☐ ①現在、遺骨があるので墓地がほしい | ☐ ③現在、所有しているお墓から改葬を希望するため |
| ☐ ②現在、遺骨はないが 将来のために取得したい | ☐ ④その他() |

●問33:問 31 で「①希望している」と回答したかたにお聞きます。あなたが希望する墓地は、次のどれですか。【該当するもの1つの□に✓】

- | | |
|--|----------------------------------|
| ☐ ①市営墓地 | ☐ ③地区共同墓地 |
| ☐ ②宗教法人(お寺等)が運営する墓地 | ☐ ④その他() |

●問34:問 31 で「②希望していない」と回答したかたにお聞きます。あなたが墓地の取得を希望していない理由をお聞かせください。【該当するもの1つの□に✓】

- | | |
|--|--|
| ☐ ①自分が取得した墓地があるため | ☐ ④子どもや子孫に負担をかけたくないため |
| ☐ ②自分の代以前からの墓地があるため | ☐ ⑤その他() |
| ☐ ③取得に費用が掛かるため | |

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

ご記入後は、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに、○月○日(○)までに、郵便ポストへご投函ください。

みよし市環境基本条例

平成14年 3 月 25 日

条例第 4 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 7 条）

第 2 章 基本的施策（第 8 条―第 11 条）

第 3 章 環境基本計画（第 12 条・第 13 条）

第 4 章 環境の保全に関する施策等（第 14 条―第 24 条）

第 5 章 みよし市環境審議会（第 25 条―第 33 条）

附則

私たちのまち、みよし市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきた。

しかしながら、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動のあり方や物質的な豊かさと生活の利便を求める営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、身近な自然の減少や、都市・生活型公害といった地域の環境問題にとどまらず、オゾン層の破壊、地球温暖化、海洋汚染などに象徴されるような、人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼしてきている。

すべての市民は、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有し、このかけがえのないみどり豊かな環境を保全し、将来の世代の市民に継承する責務を負っている。

私たちは、みどり豊かな環境を創造し、保全するため、市、市民、行政区が主体となる地域（以下「地域」という。）及び事業者の各々の責務を明確化し、互いに協働して環境への負荷の低減に努めるとともに、循環型社会を構築し、人と自然が共生することのできる、ふれあいのまち三好を実現していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全」という。）について、市、市民、地域及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の快適かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が快適かつ健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、市、市民、地域及び事業者それぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の区域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が

実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(地域の責務)

第6条 地域は、その地域活動において、自然環境の保全及び公害の防止に係る啓発に努めるほか、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、地域は、環境の保全に関する地域活動を積極的に取り組みとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減及び環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(自然環境の保全)

第8条 市は、動植物の生育環境、生態系等に配慮することにより、山林、原野、農地、河川、溜池等における多様な自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(生活環境の保全)

第9条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止等に関して必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の確保)

第10条 市は、都市景観及び公園の整備、歴史的文化的遺産の保全等を図ることにより、快適な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全)

第11条 市は、地球環境の保全に貢献する施策を積極的に推進するものとする。

第3章 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第12条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、みよし市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する施策の基本的方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、みよし市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置及び整合)

第13条 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うものとする。

2 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めるものとする。

第4章 環境の保全に関する施策等

(規制の措置)

第14条 市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第15条 市は、市民、地域又は事業者が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認めるときは、適正な経済的な助成を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全に資する公共的施設の整備事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、地域及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第18条 市は、市民、地域及び事業者が環境の保全に関する関心と理解を深め、又はこれらのものによる環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等)

第19条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全に関する調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めるものとする。

(事業等に係る環境影響への配慮)

第20条 市は、事業者が、土地の形状の変更を伴う事業を実施するに当たり、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第21条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全に関する施策に市民、地域及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の促進)

第22条 市は、市民、地域及び事業者が自主的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第23条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(報告書の作成及び公表)

第24条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第5章 みよし市環境審議会

(設置)

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、みよし市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第26条 審議会は、市長の諮問に応じて、環境の保全、環境美化及び環境衛生に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第27条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役職員
- (3) 市民を代表する者
- (4) 事業者を代表する者

(会長等)

第28条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第29条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第30条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第31条 会長は必要と認めたときは、議事に関係ある者に審議会の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第32条 審議会の庶務は、環境担当課において処理する。

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(三好町環境審議会条例の廃止)

- 2 三好町環境審議会条例（平成10年三好町条例第2号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に策定し、公表された環境基本計画は、第12条の規定により策定し、公表されたものとみなす。